

## 平成 24 年度 第 2 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 24 年 6 月 5 日（火）17:00～18:10

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

### 3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長  
平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）今別府年金管理審議官 塚本事業企画課長 中村事業管理課長  
尾崎年金記録回復室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 矢崎理事 松田理事 野口経営企画部長  
伊原記録問題対策部長 阿蘇国民年金部長

### 4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務について
- ・国民年金保険料収納事業について

### 5 会議経過

○ 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ この突合せ業務は、どのような段階に至ったら完了したとみなすのかとの質問に対して、平成 25 年度中には突合せ後の通知（記録誤りの可能性がある者への通知）まで終えたいと考えており、国として現在想定していることは一応その段階で終わると考えているが、気になる記録について、国民から申し出てもらうキャンペーンは、その後も行っていくことになるだろうとの回答があった。
- ・ 宙に浮いた未統合記録はどのくらい減っているのかという質問に対して、昨年、受給者に係る突合せのサンプル調査を行ったところによると、突合せによって発見された記録誤りのうち、未統合記録が判明したのは約 4 分の 1 程度で突合せの効果は限られている。現在、未統合記録の持ち主の手がかりがない記録（約 960 万件）をはじめとして相当残っており、突合せによって全面的に解決するというわけではないとの回答があった。
- ・ 宙に浮いた未統合記録の解明には国民の協力が必要であることを PR していくべきではないかとの意見に対して、来年 1 月から開始する「気になる記録の確認キャンペーン」に向けて、PR 活動をしていくとの回答があった。
- ・ 費用対効果を考えた場合、世代や年金の種類（厚生年金・国民年金）によって不一致率が異なることから、突合せを一部行わないという選択の余地があると思うが、今、どのような考え方が有力なのかという質問に対して、今後、年金記録

問題全般についての取組方針等を整理していく中で、厚生労働省において、国民の信頼回復等の観点から政務三役とよく相談して検討するとの回答があった。

- ・ 今回のサンプル調査の結果によって、突合せに係るコストが低下していることを踏まえると、年金記録問題の一つの区切りとして、国民の信頼回復につながるのであれば、全件の突合せを行うというのも一つの考え方であるとの意見があった。
  - ・ 年金機構が年金記録の回復に向けて総力を挙げて取り組んできたことについて、その進捗状況と成果に係る広報をきちんと行い、年金に対するイメージを変えていくことが大事ではないかとの意見があった。
- 国民年金保険料収納事業について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 民間委託を実施する前と比較して納付率やコストはどうかという質問に対して、民間委託実施後の納付月数は、一部を除き達成目標に対して5割から6割のレベルであり、受託事業者の取組によって納付率を高めるという形にはなっていない。また、コストはかなり削減できているが、社会保険庁時代に比べて戸別訪問による督促が減少し、コストは安い督促の効果が出にくい電話による督促が中心になっている。競争入札の結果、安値入札となり、必ずしも期待した実績が出ていないという現状なので、戸別訪問をできる体制を組み、少しコストを掛けても実施体制を強化していきたいとの回答があった。
- ・ 国民年金保険料収納事業は市場化に適した事業なのかという質問に対して、評価はしにくいですが、制度の理解を求めながら収納を進めていくのは難しい仕事であり、単純に業者に任せれば、そのノウハウを使ってどんどん保険料を集めてくるというものではないかと思っているとの回答があった。
- ・ 民間委託に対する基本的な考え方が定まっていないと、評価のしようがないと思う。単純に費用対効果だけを見るのではなく、今までの社会保険庁のノウハウとは別の創意工夫を発揮するような民間事業者に委託するような仕組みを模索していかないと、あまり市場化の意味がないと思うとの意見があった。
- ・ 国民年金保険料収納事業は、競争入札には適さないのではないか。未納の問題を解決していくためには、国民の意識改革が必要であり、多少コストが掛かっても、戸別訪問などで年金制度の趣旨やメリットをきちんと分かりやすく説明する努力が必要ではないかとの意見があった。
- ・ 資料2-1、4ページの電話による督促の数は、架電して接触できた数なのかという質問に対して、実際に接触できたのはこのうちの約2割であるとの回答があった。
- ・ 滞納者への接触方法や接触を図る時間帯は、受託事業者に任せているのかという質問に対して、接触方法は受託事業者に任せており、時間帯は夜9時までという制約はあるが、受託事業者が分析して、在宅率が高い時間帯に人を多く投入し

で行っているとの回答があった。

- ・ 戸別訪問員の配置数が少ないと思うが、社会保険庁時代はどのぐらいの数だったのかという質問に対して、社会保険庁時代は 3,300 人の配置だったとの回答があった。また、もっと配置を多くしたほうがよいのではないかという議論はあるものの、コストとの兼ね合いもあり、平成 24 年 10 月の契約更改では、従来、滞納者 2.5 万人当たり 1 名の配置だったものを、滞納者 1.5 万人当たり 1 名の配置に引き上げ、全体で 785 人の配置を予定しており、実施体制の強化を図っているとの回答があった。
- ・ 単に民間に任せるのではなく、国民健康保険と一体になって徴収する制度を作るなど、枠組みを変えることを厚生労働省全体で考えていく必要があるのではないか。また、国民年金保険料は以前、市町村で収納していたが、そこで業務を行っていた人たちのノウハウを取り入れたらどうかとの意見があった。
- ・ 民間委託が本当に正しいのかということは、改めて考える必要があり、もう 1 回、目的に沿って一番適切な方法を考えてみたほうがいいのではないか。また、民間に委託する場合は、価格だけの競争ではなく、企画競争に持っていかないと質を高めることはできないと思うという意見に対して、前回の契約更改の時から加算方式を採用し、いい企画を提案した業者を評価するようにしているとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)